

医療法人伯鳳会 大阪中央病院

面会規程

(目的)

第1条 この規程は医療法人伯鳳会大阪中央病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は15時~20時までとし、面会時間は1時間程度とする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 個室は病室・多床室は原則デイルームとする。

(面会受付)

第4条 入院患者の入院病棟詰所前に設置した様式に氏名、面会開始時間を記載し、面会許可証の着用をする。

(面会の条件)

第5条 面会者に感染症を疑う症状(発熱、咳嗽、嘔吐、下痢、目の充血等)の症状がない。

(面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 酒気を帯びて面会すること。
 - (2) 面会中に喫煙すること。
 - (3) 病棟・病室で喫食をすること。
 - (4) 食べ物・生花を持ち込むこと。
- 3 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第7条

- 1 在棟する入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- 2 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第8条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。